

岐阜県公報

第 五 百 三 十 六 号
令 和 六 年 十 月 二 十 五 日
(金曜日)

目 次

公安委員会規則

○岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則 (交通企画課) 四二七^{ページ}

告 示

○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知 (森林保全課) 四三八

公 示

○土地改良区役員の就任 (可茂農林事務所) 四三八

公安委員会規則

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十月二十五日

岐阜県公安委員会
委員長 林

正 子

岐阜県公安委員会規則第九号

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県道路交通法施行規則（昭和三十五年岐阜県公安委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の三第一項中「ホ又はヘ」を「同号ホ又はヘ」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「とする」の下に「次の各号に掲げる」を加え、「次の」を「当該」に改め、同項第一号イ中「に係る」の下に「自動車検査証又は」を加え、同条第四項中「の各号」を削る。

第五条の八第四項中「の各号」を削り、同項第一号中「車両の」の下に「自動車検査証又は」を加える。

第八条の見出し中「燈火」を「灯火」に改め、同条第一項中「の各号」を削る。

第十二条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和六年十一月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第四百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和六年十月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

揖斐郡揖斐川町谷汲深坂字北洞二七六一の一、二七六一の五

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

○土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、次の

とおり土地改良区の役員が就任をした旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和六年十月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住 所
土岐地区土地改良区	令和六年十月二十六日	理事	伊藤 敬宏	加茂郡坂祝町酒倉 八二五番地二九
坂祝町木曽川右岸用水土地改良区	令和六年十月二十六日	理事	伊藤 敬宏	加茂郡坂祝町酒倉 八二五番地二九

令和六年十月二十五日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三十一 岐阜文芸社